

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月15日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	静岡県
3. 市区町村名	藤枝市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	120-2
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.fujieda.shizuoka.jp/soshiki/kikakuzaisei/johoseisaku/gyomu/1/1447670567813.html

執行機関名 藤枝市長

不妊治療費用の補助に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	藤枝市一般不妊治療(人工授精)費助成金交付要綱(平成26年藤枝市告示第110-2号)及び 藤枝市特定不妊治療費助成金交付要綱(平成21年藤枝市告示第111号)に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		藤枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第5の項 藤枝市一般不妊治療(人工授精)費助成金交付要綱(平成26年藤枝市告示第110-2号)及び 藤枝市特定不妊治療費助成金交付要綱(平成21年藤枝市告示第111号)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年五月三十日法律第五十号)第1条	藤枝市一般不妊治療(人工授精)費助成金交付要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり治療を必要とすることとなるものをいう。以下同じ)の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。	第1条 市長は、少子化対策の一環として、一般不妊治療を受けた夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する医療費の一部を助成するものとし、その助成に関しては、藤枝市補助金交付規則(平成17年藤枝市規則第2号)及びこの要綱の定めるところによる。必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		藤枝市一般不妊治療(人工授精)費助成金交付要綱